

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
40	杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月30日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

#### 杉並区教育委員会規則第40号

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条第6項中「公募によらない再度の任用」を「前項第2号の規定による公募によらない任用」に改め、同項第1号中「第4項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第5項とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後の日を任期の始期とする会計年度任用講師の選考について適用し、この規則の施行の日前の日を任期の始期とする会計年度任用講師の選考については、なお従前の例による。